

# 鎌ヶ谷市モバイルWi-Fiルーター貸与事業のご案内

鎌ヶ谷市教育委員会

鎌ヶ谷市は、令和3年4月より、児童生徒一人一台学習用端末としてChromebookを整備し、活用を始めました。今後は、家庭学習でのAI型ドリル等の活用や、やむをえず登校できない児童生徒への学習指導等での活用を予定しております。

つきまして、通信環境確保の手段のひとつとして、「モバイルWi-Fiルーター」を貸出すこととしました。ぜひご活用ください。

## ◆誰が借りられるの？

鎌ヶ谷市内小・中学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない児童生徒の保護者です。

## ◆借りられる期間は？

貸与の決定日から、その日が属する年度の末日までです。ただし、延長もできます。転出時や卒業時、インターネット環境を整備したなど、貸与期間が終了したら在籍校へ返却してください。

## ◆借りるのにお金はかかるの？

モバイルWi-Fiルーターのレンタル料はかかりません。(保護者負担なし)

ただし、モバイルWi-Fiルーターだけでは通信が出来ないため、別途各ご家庭でSIMカードを用意する必要があります。SIMカードの契約、利用には別途料金がかかります。(保護者負担あり)

※初回貸出し時は20GBまで通信が可能な状態でお貸しします。20GBを使いきった、もしくは使用期限が過ぎた場合は、ご家庭で用意したSIMカードをお使いください。(令和3年度のみ)

## ◆どうやって借りるの？

希望する方は **貸与申請書** の提出が必要です。在籍校へ提出してください。

## ◆SIMカードの契約とは？

SIMカードとは、スマホやタブレット、モバイルWi-Fiルーターに挿入することで電話やデータ通信が行えるようになる小型のカードのことです。「SIMカード 契約」で検索すると多くのプランが出てきますので、各ご家庭にあったプランでの契約をお願いします。

## ◆Q&A

Q 貸出するモバイルWi-Fiルーターは何？

A FUJISOFT 社製の FS030W です。

Q モバイルWi-Fiルーター返却後の通信費はどうか？

A モバイルWi-Fiルーター使用の有無にかかわらず、通信に関する契約、通信料は各ご家庭に負担していただきます。

Q 兄弟がいる場合はどうしたらいい？

A 原則、各ご家庭に対し、1台貸出しとなりますので、兄弟のどちらかで申請書をご提出ください。なお、モバイルWi-Fiルーター1台あたりの同時接続は最大15台まで可能と記載されております。

Q モバイルWi-Fiルーター紛失時の補てん費用の目安は？

A 1台あたり約10,000円(税込)です。

Q 家庭学習で使う通信量は何ギガ？

A 現時点で家庭学習(ビデオ通話アプリは使用しない場合)に必要な通信容量は、1か月一人あたり1~3GB(ギガバイト)を想定しています。※あくまでも目安です。

Q 申請書や要綱はどこで確認できますか？

A 鎌ヶ谷市のホームページに掲載しており、そこからダウンロード可能です。

## 「 注意事項 」

・モバイルWi-Fiルーターは、児童・生徒の皆様がご家庭での学習を行うことを目的として貸出するものです。

鎌ヶ谷市から貸出ししている学習用端末(Chromebook)以外の機器を接続したり、学習以外の目的で利用したりすることのないよう、お子様へご指導ください。

・モバイルWi-Fiルーターを破損、紛失等により、元の状態での返却が不可能になった場合、その修理等にかかる費用を負担していただきます。取扱いには十分注意してください。

“ これを機に、各ご家庭に「通信環境(Wi-Fi)整備」をしませんか？ ”

今後、タブレットをご家庭に持ち帰り、家庭学習をする機会が増えていきます。

そこで必ず必要となるのが通信環境(Wi-Fi)整備です。ご家庭に環境が無い方は、この機会に整備を検討してみたいかがでしょうか。詳しくは、「Wi-Fi 契約」で検索してみてください。

※Wi-Fi とは…無線(物理的なケーブルなし)でネットワークにつながること

□■問い合わせ■□

鎌ヶ谷市教育委員会(047-445-1518)